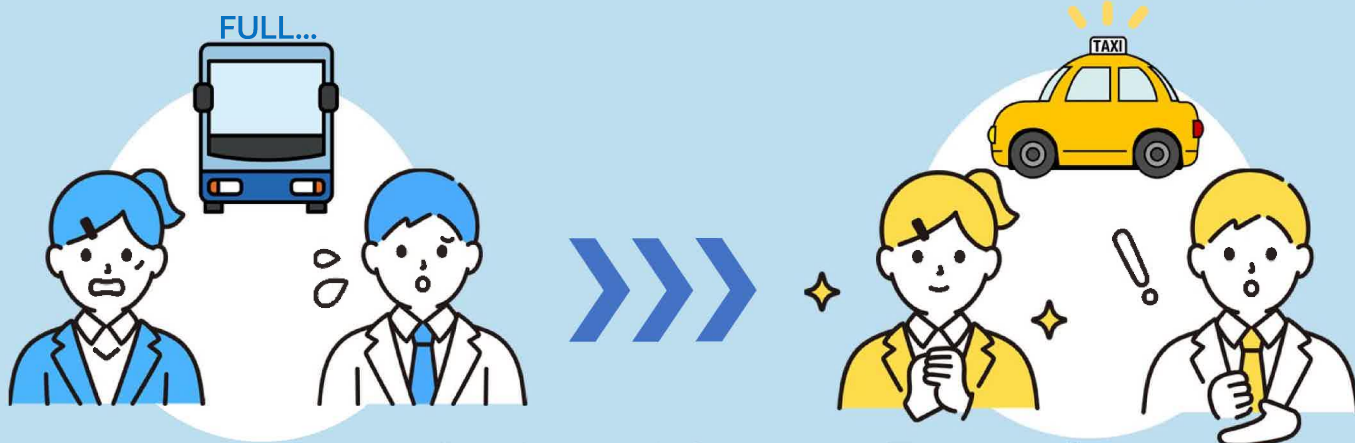


# 高等学校等通学時タクシー

## 運賃助成（実証実験）



バスに乗れなかったときに・・・タクシーでの通学を助成！

5～7月に使えるタクシー助成券（1回600円分）を交付します

### 対象者

次のすべての条件を満たす人

- ①光市在住の高校生（※1）
- ②防長交通（株）のバス通学定期券（※2）を持っている人

※1 高等学校、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（3年まで）に通う人

※2 光市が区間に含まれるものに限りです。

### 助成券

1回600円分×60枚

### 使用期間

令和6年5月1日から令和6年7月19日まで

### 申請方法

- ①市窓口にて、申請書を記入し、必要書類を提示してください。
- ②申請書の内容を審査し、その場で助成券を交付します。

#### ■必要書類

- 在学を証する書類（学生証等）
- バス通学定期券
- 運転免許等の身分証明書（申請者が保護者の場合）

※保護者の方が、満18歳以上のご本人が申請してください。

※使用期間終了後に実施するアンケートにご協力ください。

#### 申請先・問合せ

光市公共交通政策課 〒743-8501光市中央六丁目1番1号  
TEL:0833-72-1420 FAX:0833-72-1587  
Mail:kotsu@city.hikari.lg.jp

助成券を使用できる乗り方など、  
詳細は市HPをご覧ください。  
QRコードはこちら ➡



## 使用方法

- (1) 使用できる区間 自宅～通学先高校  
※市HP「4(1)助成券を使用できる乗り方」参照



定期券区間を含めば、区間内どこでも使用可能！

- (2) 支払い方法

- ① 助成券を運転手へ渡してください
- ② バス通学定期券を運転手へ提示してください
- ③ 運賃から助成券金額分（600円）を引いた残りの現金を運転手へ渡してください

※登校時または下校時それぞれの利用1回につき助成券1枚（600円）を使用できます。

- (3) 相乗りした場合の支払い方

助成対象者が相乗りした場合は、各自が助成券を使用することができます。

## 使い方Q&A

Q バスを待っているほかの人と一緒にタクシーに乗ってもいいですか？

A タクシーは、個人または友人同士等での貸し切り（相乗り）でのみ利用できます。不特定多数の人との乗合での利用はできません。  
また、助成対象者同士で相乗りした場合は、各自が助成券を使用することができます。

Q どのタクシーで助成券が使えますか？

A 助成券が使用できるタクシー事業所は以下の通りです。  
・周南近鉄タクシー株式会社（TEL:0833-72-0123）  
・有限会社西部光タクシー（TEL:0833-71-0001）

Q 残った助成券を友だちにあげてもいいですか？

A 助成券は、交付を受けた本人しか使用できません。

Q 家からバス停までタクシーを利用したあと、定期券を使ってバスで登校してもいいですか？

A この助成券は、バスの通学定期券を購入した人が、バスを利用できないときにタクシーを利用する場合について運賃を助成するものです。  
定期券の区間を超えて、直接学校までタクシーを利用したりすることは可能ですが、普段バスを利用していない区間のみでタクシーを利用し、助成券を使用することはできません。